練馬西税務署からのお知らせ

確定申告書は 自宅 で作成して 自宅 から送信！

“マイナンバーカード”と“スマホ”を利用して自宅から簡単に確定申告(e-Tax)ができます。

必要なもの ※1

○スマートフォン ○源泉徴収票などの金額が記載された申告書作成に必要な書類 ○マイナンバーカード

○マイナンバーカード受取時に設定した2つのパスワード

①利用者証明用電子証明書(数字4桁) ②署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)

マイナポータルアプリをインストール

確定申告書等作成コーナーにアクセス

推奨ブラウザ

Safari

Google chrome

提出方法の「マイナンバーカード方式」を選択し、マイナンバーカードをスマホで読み取ります。

収入等の入力 ▶ 控除の入力

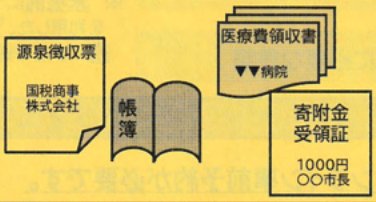

画面の案内に従って、収入・控除等に関する情報を入力するだけ！自動計算で申告書が作成。

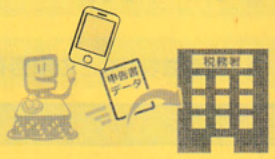

e-Taxで電子送信！これで手続完了♪ 郵送提出が不要！

申告書等の郵送での提出先 ※2

【宛先】〒100-8156 東京都千代田区大手町1−3−3 大手町合同庁舎3号館
東京国税局業務センター大手町分室

税理士による無料申告相談

～無料で税理士に相談の上、確定申告書を作成・提出できます～

期間	会場	所在地
令和8年 1月27日(火) ～ 1月30日(金)	関区民ホール	関町北1-7-2　関区民センター内
令和8年 2月3日(火) ～ 2月6日(金)	石神井庁舎5階	石神井町3-30-26

時間	対象者(注1)	事前申込
【事前申込をお願いします】 【午前の部】 午前9時30分～11時30分 【午後の部】 午後1時00分～3時30分	・年金受給者 ・給与所得者 ・小規模納税者(注2)	○ 混雑回避のため、オンラインによる事前申込を受け付けます。 ○ オンラインによる事前申込は、令和8年1月9日(金)から可能となります。 ○ 税務署・会場等で電話での受付は行っておりませんので、ご注意ください。詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照願います。 ○ 一部、当日入場整理券の配付を行いますが、無くなり次第終了となりますので事前申込をご利用ください。 事前申込サイト

その他

○ 持ち物は、上記※1の「必要なもの」を参照してください。

○ 申告書等の提出のみの場合は、上記※2の宛先に郵送でご提出ください。

(注)1 土地、建物及び株式などの売却についての申告・相談は対象とはなりません。

2 小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和6年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円以下の方を指します。

【裏面もご覧ください】

確定申告会場の開設について

～会場ではご自身のスマートフォンとマイナンバーカードで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
令和8年2月16日(月) ～ 3月16日(月) (土、日及び祝日を除きます。) ※ ただし、3月1日(日)は『渋谷区東1-2-20 ベルサール渋谷ファースト』で開場します。	練馬西税務署	練馬区 東大泉7-31-35	【受付】 午前8時30分から午後4時まで 【相談】 午前9時15分から

必要なもの

① **マイナンバーカード**(下欄を参照し、有効期限切れや失効となっていないか確認をお願いします。)

② マイナンバーカードのパスワード(2つとも必要です。)
- 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
- 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)

マイナンバーカードのパスワードを失念した方はこちら

③ スマートフォン

④ 源泉徴収票などの**申告書作成に必要な書類**

※ **来場前**に、マイナンバーカードを利用した、**マイナポータル連携**の事前準備をお願いします。

案内図

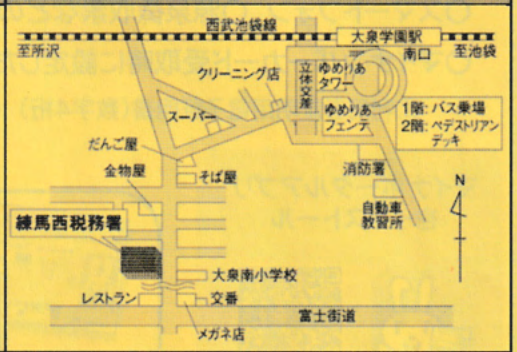

オンライン事前予約

確定申告会場への入場にはオンライン事前予約が必要です。

※ 当日、確定申告会場でも入場整理券を配付しておりますが、長時間お待ちいただく場合があります。
※ 入場整理券の配付が終了次第、事前予約の方以外の受付を締め切ります。
※ 申告書等の提出のみの場合は、事前予約不要です。

オンライン事前予約はLINEから！

LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」して予約してください。

友だち追加はこちらから↑

注意事項	1月5日(月)～2月13日(金)に税務署で相談を希望される方
税務署の駐車場は、2月16日(月)から3月16日(月)までの期間はご利用いただけませんので、お車での来署はご遠慮ください。	事前予約が必要です。オンライン事前予約をご利用ください。 当日入場整理券の配付はありませんのでご注意ください。

マイナンバーカードの電子証明書の**有効期限切れ**や**失効**にご注意ください！

有効期限

➤ 電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日までです

失効

➤ **住民票の基本4情報**(氏名、生年月日、性別、住所)**の記載が修正**された場合は、署名用電子証明書が失効している場合があります

アプリをインストール ＞ 証明書の選択 ＞ パスワード入力 ＞ 有効性の確認 ＞ 確認結果

JPKI利用者ソフト

JPKIMobile

アプリはこちらから

iPhone Android

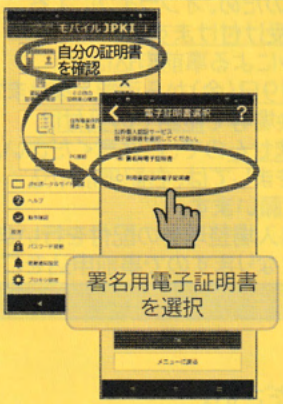

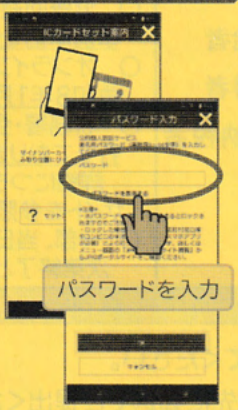

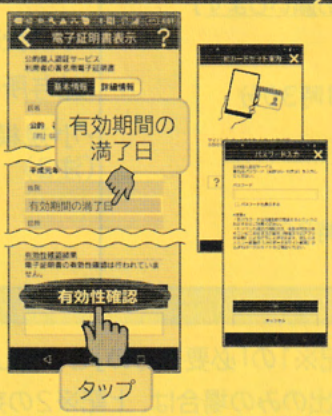

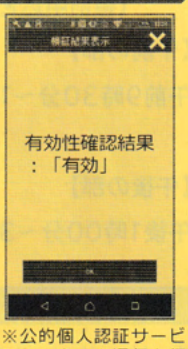

※公的個人認証サービスセンターと通信を行うため時間が掛かることがあります

「有効期限切れ」「失効済み」の場合は、お住まいの市区町村で手続を行ってください。

iPhoneの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。
iPhone の商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。
Androidの名称は、Google LLC の商標又は登録商標です。

【問合せ先】〒178-8624 練馬区東大泉7-31-35 TEL 03(3867)9711(代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。
※ 確定申告に関する一般的なご相談は国税相談専門ダイヤル(0570-005901)にお電話いただき、自動音声に従って「0」番を選択してください。